

響灘緑地研修館管理規程

(目的)

第 1 条 地球環境や緑化等に関する各種活動を通じ、環境の保全や地域の健全な発展に資する公益目的の活動を行う施設として整備された「響灘緑地研修館」(以下、「本館」という。)の管理運営に関する必要な事項を、次のとおり定める。

(利用時間)

第 2 条 本館の利用時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。

(休館日)

第 3 条 本館の休館日は、12 月 29 日から 31 日まで及び 1 月 1 日から 3 日までとする。

(利用の申出)

第 4 条 本館を利用しようとするときは、別紙「利用申請書」(様式第 1 号)により申し込みを行い、本館管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の利用申請は、原則として、利用しようとする日の 2 週間前までに申請しなければならない。

(利用の制限)

第 5 条 本館施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) 本館の設置目的に反するとき。
- (3) 営利を主たる目的とするとき。
- (4) 本館の施設、設備等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本館の管理上支障があると認められるとき。

(利用承認の取り消し等)

第 6 条 本館管理者は、前条各号に規定するいずれかに該当すると判断されるとき、又は利用承認を受けた者以外の者が利用している場合は、本館管理者は利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を求めることができる。

(使用料)

第 7 条 本館利用に際しては、別表に定める使用料等をあらかじめ、支払わなければならない。

2 本会会長は、別に定める基準により、前項に定める使用料の一部又は全部を免除することができる。

(使用料の返還)

第 8 条 既に納付された使用料は、これを返還しない。

2 前項の規定に関わらず、利用申込者から別紙「使用料返還申請書」(様式第 2 号)により申請があり、申請理由が相当であると本会会長が認めるときは、別に定める基準により、

既に納付された使用料の一部又は全部を返還することができる。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用承認を受けた者（以下「利用責任者」という。）の参加のもとに利用し、他の利用者等の支障にならないように利用すること。
- (2) 利用承認された目的、条件以外の利用を行わないこと。
- (3) 利用責任者は、利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (3) 原則、火気の使用はおこなわないこと。
- (4) 許可なくして、鋸や粘着テープ等を使用して壁、柱等に貼り紙等をしないこと。
- (5) 利用責任者は、利用後は、施設管理者の指示に従い床等の清掃や借受備品の返却を行い、利用前の状態に復帰し、施設管理者の点検を受けなければならない。

(委任)

第10条 この規程に規定するもののほか、本館の管理に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表 使用料等

- 1 設備使用料(研修室A及びBとも同額とする)
空調機使用料 50円/室/時
ただし、使用時間は、時間未満は切り捨てとする。
- 2 備品使用料（本館内使用に限る）
プロジェクター一式 1,000円/回
(プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル等)
ノートパソコン一式 1,000円/回
(ノートパソコン、アダプター、接続ケーブル等)
スピーカーシステム一式 1,000円/回
(アンプ、スタンドマイク、ワイヤレスマイク、スピーカー等)
園芸等機材 適宜設定（原則、各機材1,000円/台/回）
(刈払機、チェーンソー、耕耘機等)

響灘緑地研修館管理規程・使用料関係運用基準

第1. 規程第7条第2項(使用料の一部又は全部の減免)運用基準について

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| ア. 協会活動(支部活動を含む)として使用するとき | ・ ・ ・ ・ | 10 割減免 |
| イ. 北九州市が事業又は行事で使用するとき | ・ ・ ・ ・ | 10 割減免 |
| ウ. 北九州市と密接に関係する事業で、国及び他の地方公共団体が行う事業又は行事のため使用する
とき | ・ ・ ・ ・ | 10 割減免 |
| エ. 北九州市との共催で使用するとき | ・ ・ ・ ・ | 10 割減免 |
| オ. 北九州市の後援を得て使用するとき | ・ ・ ・ ・ | 5 割減免 |
| カ. 市内の小中学校の児童が教師等の引率により、教育の一環として使用する
場合で、減免を行うことが、やむを得ないと認められるとき | ・ ・ ・ ・ | 10 割減免 |
| キ. 市内の幼稚園及び保育園等児童福祉施設等の園児が、前項と同様の目的
で使用し、減免を行うことが、やむを得ないと認められるとき | ・ ・ ・ ・ | 10 割減免 |
| ク. 本会と同様の活動を展開している市内外の公益法人が、同法人の活動目的
に沿う活動で使用するとき | ・ ・ ・ ・ | 5 割減免 |
| ケ. その他本会会長が特に必要があると認めるとき | ・ ・ ・ | 会長が相当であると判断する割合 |

第2. 規程第8条第2項(使用料の返還)運用基準について

- | | | |
|---------------------------------|---------|--------|
| ア. 利用者の責任によらない理由により、利用できないとき | ・ ・ ・ ・ | 10 割返還 |
| イ. 利用日の10日前までに申し出があり、相当の理由があるとき | ・ ・ ・ ・ | 8 割返還 |
| ウ. 利用日の5日前までに申し出があり、相当の理由があるとき | ・ ・ ・ ・ | 6 割返還 |
| エ. 前各号以外で、利用の中止の理由が相当であるとき | ・ ・ ・ ・ | 4 割返還 |

第3. 前各号に規定による計算に際して生じる端数の処理は、100円未満の切捨て処理するものとする。

以上の規定は、平成24年4月1日から適用する。